

分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業実施要綱

(制定) 令和7年2月14日付6環気家第479号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の分譲マンションにおけるエコジョーズ及びエコフィール（以下「エコジョーズ等」という。）の導入促進を図るために行う「分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、東京都内（以下「都内」という。）の分譲マンションにエコジョーズ等を設置する管理組合に対し、当該機器の設置に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるもの
- 2 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 3 住戸 集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 4 管理組合 区分所有法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 5 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 6 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が別に定める手続のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 2に規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する管理組合
- (2) 助成対象設備をリース等により個人又は法人に対して貸与する者（当該システムを貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

2 助成対象

助成対象は、次の全ての要件を満たすエコジョーズ等とする。

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の既存分譲マンションに新規に設置されたものであること。
- 三 住棟内の4分の3以上の住戸において、助成対象設備へ取り替えること。ただし、既にエコジョーズ等を設置している住戸は総戸数から除くことができる。
- 四 国が実施する賃貸集合給湯省エネ事業に登録されている製品であること。

3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象設備の設置に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る機器費又は工事費について、国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

- 一 追い焚き機能がある場合 1台当たり 70,000 円
- 二 追い焚き機能がない場合 1台当たり 50,000 円
- 三 別表に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合 一又は二に30,000円を加えた額

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項（1）による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の事前申込の募集は、令和7年度から令和9年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和7年度から令和11年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年2月14日付6環気家第479号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

次に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。	
1	令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業） 交付規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①（2）の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
2	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
3	別途都が指定するもの